

○福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

〔平成 29 年 3 月 27 日〕
組 合 規 則 第 3 号

改正 平成 29 年 7 月 4 日組合規則第 4 号 平成 29 年 12 月 27 日組合規則第 14 号

福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年組合規則第 2 号の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 29 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第 2 条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第 1）により、育児休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 条例第 3 条第 5 号に基づく再度の育児休業の請求は、育児休業等計画書（様式第 2）により行うものとする。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第 3 条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（子が死亡した場合等の届出）

第 4 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 条例第 5 条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第 3）により行うものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

（勤務した期間に相当する期間）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 福岡県田川地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 1 条第 3 号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等により福岡県田川地区消防組合職員の給与に関

する条例（昭和 56 年条例第 1 号）第 23 条第 1 項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

（条例第 11 条の規則で定める日数及び時間数）

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める日数は 12 日とし、同項の規則で定める時間数は 15 時間 30 分とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第 7 条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（様式第 4 号）により育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 条例第 10 条第 6 号に基づく再度の育児短時間勤務の請求は、育児休業等計画書（様式第 2）により行うものとする。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第 8 条 育児短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

（1） 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合

（2） 育児短時間勤務に係る子が職員の子でなくなった場合

（3） 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合

（4） 条例第 13 条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第 3）により行うものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

（部分休業の承認の請求手続）

第 9 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第 5）より行うものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（雑則）

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則（平成 29 年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年組合規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

様式第 1

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者)		請求年月日		年 月 日	
_____ 殿					
下記のとおり		育児休業の承認 育児休業の期間の延長		請求者 所 属 _____ 氏 名 _____ 印	
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日生			
2 請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長 ☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)				
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
5 配偶者	氏 名				
	育児休業の期間				
6 備考					

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日					☐ 承認 ☐ 不承認
決済年月日	年 月 日					消防長 _____ 印
決 裁 欄	係	係 長	課 長	次 長	消防長	

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等いずれか）を添付すること。（写しでも可）
- ② 「2 請求の内容」欄の「1 歳 6 か月までの子の育児休業」とは、福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2 歳までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 4 の規定に該当してする育児休業をいう。（④において同じ。）
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が 1 歳 2 か月までの子の育児休業（条例第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑤ 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- ⑥ 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第 2

育 児 休 業 等 計 画 書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
_____ 殿		請求者				
		所 属 _____				
		氏 名 _____ 印				
福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 5 号又は第 1 0 条第 6 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
1 請 求 の 別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務					
2 請求に係る子						
子 の 氏 名		生年月日		年	月	日生
3 請求者の計画						
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで					
4 備 考						

- (注) ① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1 から 3 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
- ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第 3

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日届出

田川地区消防本部

消防長 _____ 殿

所 属 _____

氏 名 _____ 印

育児休業
次のとおり 育児短時間勤務 部分休業 に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出
ます。

1 届出の事由

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった
 - ☐同居しなくなった ☐負傷・傷病
 - ☐託児できるようになった ☐その他 ()
- ☐ 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった
- ☐ 育児休業等に係る子が死亡した
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- ☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- ☐ 育児休業等に係る子についての民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された
- ☐ その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第4

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

(任命権者)		請求年月日		年 月 日	
殿					
下記のとおり		育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長		請求者 所 属 氏 名 印	
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日生			
2 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長				
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)				
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 ☐第1号 ☐第2号 ☐第3号 ☐第4号 ☐第5号 の勤務の形態				
	勤務日及び時間帯	月 (:) 火 (:) 水 (:) 木 (:) 金 (:)			
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
6 備 考					

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等いずれか）を添付すること。（写しでも可）

② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。

④ 「6 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤ 該当する口にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日					☐ 承 認 ☐ 不承認
決 済 年 月 日	年 月 日					消防長 印
決 裁 欄	係	係 長	課 長	次 長	消防長	

様式第 5

部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
_____ 殿		請求者		_____		
下記のとおりに部分休業の承認を請求します。		所 属		_____		
		氏 名		_____ 印		
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年	月	日	日生	
2 託児の態様	☐ 託児施設 () ☐ その他 (託児時間： 時 分～ 時 分)					
3 通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)					
4 請求期間 及び時間	期 間		時 間			
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時 分	～	時 分
	年 月 日まで	☐ その他 ()	午後	時 分	～	時 分
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時 分	～	時 分
	年 月 日まで	☐ その他 ()	午後	時 分	～	時 分
5 備 考						

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか）を添付すること。（写しでも可）
- ② 請求に係る子について、(ア)職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- ③ 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日					☐ 承認 ☐ 不承認
決 済 年 月 日	年 月 日					消防長 _____ 印
決 裁 欄	係	係 長	課 長	次 長	消防長	

(裏面)

[illegible]